

インフルエンザの出席停止の取扱いについて

お子さんがインフルエンザにかかった場合、「インフルエンザ治癒報告書」を保護者の方で記入・押印の上、学校に提出いただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。治癒報告書の提出にあたっては、下記の事項についてご留意下さい。

なお、インフルエンザ以外の学校において予防すべき感染症については、従来どおり、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）の提出をお願いします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

＜出席停止の期間の基準＞
 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 （解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません）

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

＜参考＞

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザにかかった場合の出席停止期間は、法律で以下のように定められています。

発症後、最低5日間、かつ、解熱後2日間は登校不可								
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発 症	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目		発症後 5日以内	登校可能 	
例 2		発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能 	
例 3		発熱	発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 	
例 4		発熱	発熱	発熱	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 